

吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務委託事業者募集要項

1 目的

この要項は、吹田市生活福祉室が実施する吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定める。

なお、本業務に係る事業者選定にあたっては、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯（生活困窮世帯とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者がいる世帯。以下同じ。）の主に高等学校進学に課題のある子どもに対して、学ぶことのできる場の提供、補助学習や学習への動機付けを含めた学習支援を行い、子どもの高等学校進学及びその後の円滑な学生生活を実現すること、また、学習支援を通じて社会性や協調性を育むことにより、子どもの将来的な自立を促すために、広く専門的な知識、技術力、企画力、実績等を踏まえた企画提案を募集し、総合的に評価したうえで、最も適切な者を当該業務の委託候補者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 件名

ア 吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務（東・西ブロック）

イ 吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務（南・北ブロック）

※ 上記ア、イは個別の業務である。

※ 複数の業務に応募することは可能だが、いずれか一方が選定されなかった場合、それを理由として、選定された業務を辞退することはできない。

(2) 業務の内容

「吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

準備期間：契約締結日から令和3年3月31日まで（業務準備期間）

実施期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

※準備期間は支払いの対象とはしません。

(4) 委託実施場所

市を概ね中心から東西南北にブロック分けし、各ブロックで1か所ずつ実施する。

このうち、東・西ブロックを1業務、南・北ブロックを1業務とする。

原則は、市が指定する施設で実施し、後日、受託者に通知する。ただし、本事業の目的を達せられると市が認める場合は変更することができる。変更した場合に発生する施設使用料は、受託者の負担とする。

現在、実施している施設の最寄り駅は下記のとおり

東ブロック JR岸辺駅
西ブロック 大阪メトロ江坂駅
南ブロック 阪急吹田駅
北ブロック 阪急山田駅

*施設の状況により、実施場所が変更になる場合がある。

(5) 見積上限額は、東・西ブロック、南・北ブロックとも次のとおり

24,604,902円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、年度ごとの上限額は、次のとおりとする。

年度（期間）	上限額
令和3年度 （令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）	8,201,634円
令和4年度 （令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）	8,201,634円
令和5年度 （令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）	8,201,634円

3 参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすことができる者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 一般競争入札への参加に関する、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続き開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 労働関連法令に違反し官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。

- (7) 国税、地方税を完納していること。（納税義務がない場合を除く。）
- (8) 本事業の趣旨を十分に理解し、かつ仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者
- (9) 学習支援関連事業等の生活困窮者を対象とする支援事業に関しての実績があり、本業務について履行できる者
- (10) 大阪府内に本社又は事務所を有し、本市との連絡・調整が速やかに行えること。

4 委託事業者選定スケジュール（予定）

項目	日程等
市報すいたへの委託事業者募集案内掲載	令和3年1月号
本市ホームページへの募集要項・応募様式掲載	令和2年12月24日（木）から 令和3年2月5日（金）まで
募集に関する質問受付期間	令和2年12月24日（木）から 令和3年1月12日（火）午後3時まで
質問に対する回答掲載	令和3年1月4日（月）から随時更新
参加表明、資格審査及び関係書類提出期間	令和3年1月13日（水）から 令和3年1月22日（金）午後4時まで
参加資格の通知	令和3年1月27日（水）
提案書等の提出期間	令和3年1月27日（水）から 令和3年2月5日（金）午後4時まで
選定審査会	令和3年2月12日（金）
選定結果の通知	令和3年2月下旬
契約締結	令和3年3月

5 発注者及び提案募集事務局

(1) 発注者

吹田市長 後藤 圭二

(2) 提案募集事務局（問い合わせ先）

吹田市福祉部生活福祉室

（吹田市役所低層棟1階114番窓口）

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話連絡先 06-6170-5861

ファックス 06-6368-7348

電子メール sei-konkyu@city.suita.osaka.jp

6 提案募集関係書類の交付期間

(1) 交付期間

令和2年12月24日（木）から令和3年1月22日（金）まで

(2) 交付方法

吹田市ホームページ（福祉部＞生活福祉室＞新着情報＞吹田市生活困窮世帯の子ども学習支援教室運営業務委託事業者公募型プロポーザルの実施について）に公表する。関係書類をダウンロードすること。

7 質問及び回答

プロポーザルに参加するにあたって、質問事項がある場合は次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和2年12月24日（木）から令和3年1月12日（火）まで（最終締切日1月12日（火）は午後3時まで）

(2) 受付方法

質問がある場合は、質問票（様式第5号）に記入し、提案募集事務局まで電子メールで送信すること。電子メール送信後、必ず提案募集事務局に（土曜日、日曜日を除く市役所の開庁時間[午後0時から午後0時45分までを除く]）電話で到着を確認すること。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む）の質問に対しては回答しない。

質問の内容により、業者選定に公平性等が保てない場合は回答しないことがある。

(3) 回答方法

令和3年1月4日（月）から、質問に対する回答を本市ホームページで随時公表する。

8 参加表明、資格審査及び関係書類提出期間

募集要項のほか仕様書も熟読し、事業を理解したうえで次の資料を日本語で作成し、指定期日までに提出すること。

なお、複数の業務に応募する場合は、応募する業務ごとに書類を提出すること。提出書類のエ、オについては、どちらかの業務の正本に原本を添付すれば、2つ目は写しの添付で構わない。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申請書（様式第1号）

イ 事業実施計画書（様式第2号）

ウ 事業実績書（様式第3号）

エ 法人税納税証明書・法人市民税納税証明書（3か月以内に発行されたもの）又は課税がないことの申出書

オ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

(2) 提出期間及び提出方法

令和3年1月13日（水）から令和3年1月22日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

来庁による提出または郵送による提出とする。

来庁による提出の場合は事前に電話で連絡のうえ、開庁時に提出のこと。最終受付日1月22日（金）は午後4時までとする。

郵送による提出の場合は、事前に電話で連絡のうえ、提出期間内に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により提出のこと。郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。

また、提出書類の分割提出は認めない。提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(3) 提出先

提案募集事務局

(4) 提出部数

1部

左上をホッチキス止めするかファイリングを行い、項目別にインデックスを付けたものを提出すること。

(5) プロポーザル参加申請書（様式第1号）の留意事項

プロポーザル参加申請書については、代表者の押印が必要

(6) 事業実施計画書及び事業実績書の留意事項

任意の様式で提出する際は、以下の内容で作成すること。

ア 用紙の規格はA4判縦、両面印刷で作成し、20ページ以内（10枚以内）とする。

イ 用紙の下部に目立つようにページ番号を付すこと。

9 参加資格の確認及び通知

提案募集事務局は、プロポーザル参加申請書を提出した者（以下「参加表明者」という。）について、本募集要項に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を参加表明者全員に対して通知し、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付けて通知する。

(1) 通知日

令和3年1月27日（水）

(2) 通知方法

電子メールにより通知を行う。

通知を受け取った場合は返信を行うこと。

(3) 参加資格がない旨を通知された場合に説明を求める場合の取扱い

ア 提出期間及び提出方法

令和3年1月27日（水）から令和3年1月29日（金）午後4時まで
提案募集事務局へ任意の様式による書面を事前に電話で連絡のうえ、事務局へ持
参し提出すること。

イ 回答

説明を求められた場合には、求めた者に対して令和3年2月5日（金）（発
送予定）書面の郵送により回答する。

10 提案方法

募集要項のほか仕様書も熟読し、事業を理解したうえで次の資料を日本語で作成し、
指定期日までに提出すること。なお、複数の業務を提案する場合もそれぞれの提案を
行うこと。

(1) 提出書類

ア 見積書（様式第4号）

イ 人員配置表（様式第6号）

ウ 提案書（指定様式なし）

「吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務委託事業者選定に係る評
価項目と審査基準、採点表」（以下「評価項目と審査基準」という。）に定める評
価項目に対する内容を提示すること。

エ プレゼンテーションで使用する独自資料（任意）

(2) 提出期間及び提出方法

令和3年1月27日（水）から令和3年2月5日（金）まで（ただし、土曜日、
日曜日を除く。）

来庁による提出または郵送による提出とする。

来庁による提出の場合は事前に電話で連絡のうえ、開庁時に提出のこと。最終
受付日2月5日（金）は午後4時までとする。

郵送による提出の場合は、事前に電話で連絡のうえ、提出期間内に必着とし、
受取日時及び配達されたことが証明できる方法により提出のこと。郵便事故等によ
り申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはでき
ないものとする。

また、提出書類の分割提出は認めない。提出書類の不足又は提出期限内未到達の

場合、応募を無効とします。

(3) 提出先

提案募集事務局

(4) 提出部数

10部

左上をホッチキス止めするかファイリングを行い、項目別にインデックスをつけたものを提出すること。

(5) 見積書（様式第4号）の留意事項

見積書の金額は、見積もり上限額を超えてはならない。

仕様書及び提案書に記載された全ての経費につき記載すること。

また、経費ごとにできるだけ具体的に積算内訳を記載すること。ただし、経費の性質上、積算内訳の記載が難しい場合はその限りではない。

契約の締結時には、年度ごとの見積書を提出すること。

(6) 人員配置表（様式第6号）の留意事項

有資格者の資格については、その資格を証明するものの写しを添付すること。

（写しには、事業者の原本証明を行うこと。）

(7) 提案書の留意事項

ア 用紙の規格はA4判縦、両面印刷で作成し、20ページ以内（10枚以内）とする。

イ 用紙の下部に目立つようにページ番号を付すこと。

ウ 仕様書、評価項目と審査基準を参照し、業務目的のために必要な事項を記載すること。特に仕様書に記載している事項については、漏れなく記載すること。

エ 仕様書以外に、本業務の効果や効率を高める独自の取組がある場合は、その提案を記載すること。ただし、その提案内容も見積もりの範囲に含む。

11 企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリング

「吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務委託事業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）で提出書類の内容に基づくプレゼンテーションとヒアリングを行う。

新型コロナウイルス感染症の影響により変更になる場合があります。

(1) 実施予定日時

令和3年2月12日（金）

詳細時間については、後日プロポーザル参加事業者へ通知する。

(2) 時間配分

各事業者の時間配分は30分（プレゼンテーション10分、ヒアリング20分）とする。

(3) 実施予定場所

吹田市泉町2丁目29番1号 吹田市文化会館 メイシアター（阪急吹田駅前）
第1会議室

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションで使用する資料は、提出された資料のみとするが、提出された内容と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

イ プレゼンテーションにおいては、パソコン、プロジェクター、スクリーン等の機器類は使用できない。

ウ プレゼンテーションの出席者は、プレゼンテーションを行う者1名、その他補助する者2名以内の計3名以内とする。プレゼンテーションは、本業務に直接、携わる予定の者が行うこと。

エ プレゼンテーションの指定日時に遅刻や欠席をしたプロポーザル参加事業者は、失格（選定対象からの除外）とする。

12 評価及び審査方法

(1) 評価項目、基準及び配点については、「評価項目と審査基準」のとおり

(2) 審査方法

選定審査会で企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリングを行い、各選定審査会委員（以下「委員」という。）が採点した結果、各項目の合計得点が最高の者を最優秀提案者とする。

ただし、品質確保の観点から、委員全員から60点以上を獲得しており、かつ価格点を除く評価項目において誰からも「劣っている」の評価を受けていない者に限る。

最優秀提案者に該当する者が複数者いる場合は、原則として提案金額が最低の提案者を最優秀提案者とする。なお、この場合において、提案金額も同額の場合、委員による合議又は多数決により決定する。

また、提案金額によらずに最優秀提案者を決定する場合は、選定審査会の承認を得ることとする。

同様の方法で、次に合計得点の高い事業者を次点者として選定する。

13 選定結果の通知

(1) プロポーザル参加事業者全てに文書にて選定結果を通知する（令和3年2月下旬予定）。

(2) 最優秀提案者として選定されなかったプロポーザル参加事業者は、通知日の翌日から起算して7日以内に提案募集事務局に説明を求めることができる。

(3) 最優秀提案者でない旨を通知された場合に説明を求める場合の取扱い

ア 提出期限及び提出方法

通知日の翌日から起算して7日以内（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

受付時間は、午前10時から午後4時までとし、午後0時から午後0時45分までを除く。なお、事前に電話で連絡のうえ、提案募集事務局へ任意の様式による書面を持参すること。

イ 回答

説明を求められた場合には、求めた者に対して書面を受付後の翌日から起算して7日以内に書面の郵送により回答する。

14 選定結果の公表

契約を締結した後、吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」、福祉部生活福祉室及び市民部市民総務室（行政資料閲覧コーナー）において、閲覧に供する方法により選定結果に関する次の事項を公表する。

- (1) 選定事業者名並びにその提案額と評価点
- (2) 全提案事業者の名称（申込順）
- (3) 全提案事業者の評価点（得点順とし、選定事業者以外は記号（アルファベット）表示を行う。）
- (4) 審査項目・基準、配点
- (5) 選定審査会委員の役職名
- (6) 選定審査会の会議録の概要
- (7) その他必要な事項

なお、提案事業者が2者の場合は、落選した事業者に配慮し、またより多くの提案を受け、競争性を向上させる趣旨から評価点に関する情報については、(1)を公表し、(2)は公表しない。

15 契約の締結

市は選定審査会の結果を踏まえて、最優秀提案者と本委託事業の契約交渉を行う。

ただし、その事業者が契約締結時まで、前記3の参加資格の各号の要件を満たしていないと市が判断した場合や辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合は、次点の事業者と契約締結の交渉を行う。

また、契約締結は、次の諸条件に合意したうえで行う。

- (1) 業務内容については、プレゼンテーションの提案内容に基づき、市と協議して定める。
- (2) 受託者として果たすべき責務について、誠実に履行しない場合は、市はその履行を請求する。
- (3) 本事業の受託者は、吹田市財務規則（昭和39年市規則第14号）に基づき、契約

保証金の納付又は保険会社との間に締結した本市を被保険者とする履行保証保険契約に係る保険証券の提出を行う。（受託者が同規則第115条の保証の免除の規定に該当する場合は除く。）

16 企画提案者が1者又ははない場合の取扱い

- (1) 企画提案者が1者の場合も審査・選定を行う。ただし、選定する場合は、品質確保の観点から、委員全員から60点以上を獲得しており、かつ価格点を除く評価項目において誰からも「劣っている」の評価を受けていない者に限る。
- (2) 企画提案者がいない場合、再度公募を行う。

17 支払方法

業務委託料の支払いは月払いとし、履行の翌月以降、受託者の請求に応じて、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。支払いについては、当該年度の委託料総額を契約期間の月数で均等に分割し、千円未満に端数が生じた場合は、年度の最初に支払うものとする。

18 その他の事項

- (1) 本提案に係る一切の費用は、応募事業者の負担とする。
- (2) 提案書等、提出期限以降の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、事業者に返却しない。
- (4) 受託者は、学習支援教室事業を円滑に実施するため、履行期間前に必要に応じて対象者やその保護者との面談、実施場所や本事業担当者との打ち合わせ等を行う。
- (5) 履行期間終了後の委託事業者の変更等により、業務内容を他の事業者引き継ぐ必要がある場合は、委託期間中に誠意をもって円滑に行うこと。
なお、引継ぎに係る費用は、受託者の負担とする。
- (6) 提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。
 - ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - エ 応募提案提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - カ その他不正行為があった場合
 - キ 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。また、本市が必要と認める場合は、事業者の事前の承諾を得ずに公開できるものとする。